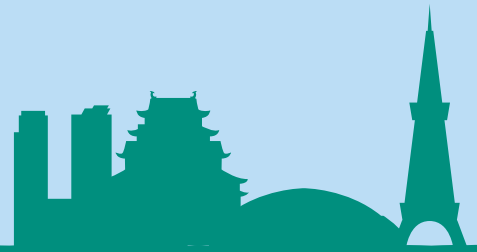
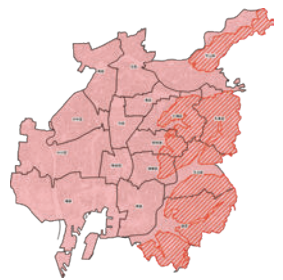


名古屋市では 令和7年5月19日より 盛土規制法の運用が はじまります!

令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法」
(通称「盛土規制法」)が施行されました。



名古屋市全域 を盛土規制法に基づく
宅地造成等工事規制区域に指定し、
令和7年5月19日から運用を開始します。



指定後は

- 一定規模以上の盛土等を行う場合は許可が必要となります。
- 土地所有者等は盛土等を安全に保つ必要があります。

規制開始日(規制区域の指定日)より前から、許可対象となる規模の工事を行っている場合は、指定日から21日以内(令和7年6月9日まで)に当該工事に関する届出が必要です。

提出された届出の内容については、盛土規制法施行規則第54条の規定に基づき、ホームページで公表されます。

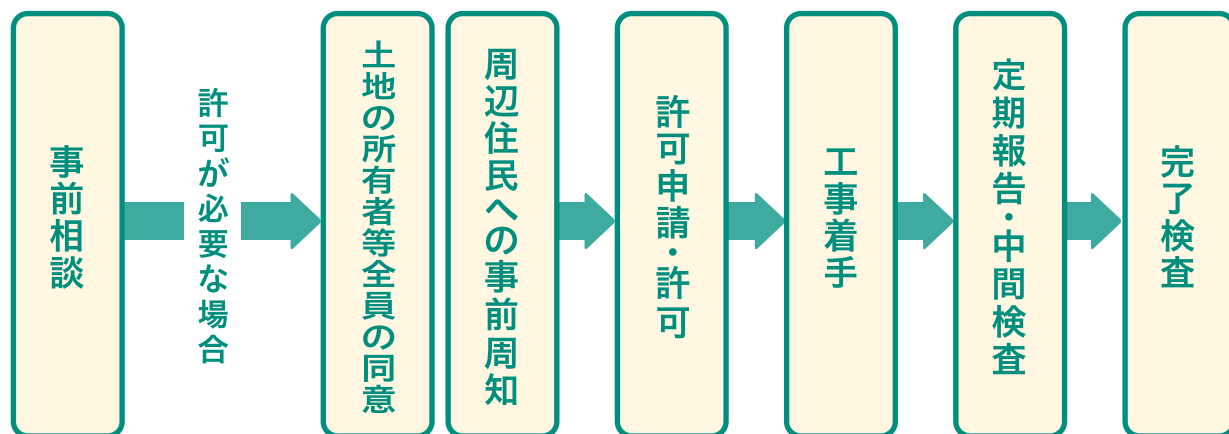
許可対象となる盛土等の規模

行為	許 可				
土地の形質の変更(盛土・切土)	<p>① 盛土で高さが 1m超 の崖※1を生ずるもの</p>	<p>② 切土で高さが 2m超 の崖※1を生ずるもの</p>	<p>③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖※1を生ずるもの(①、②を除く)</p>	<p>④ 盛土で高さが 2m超 となるもの(①、③を除く)</p> <p>(崖を生じないもの)</p>	<p>⑤ 盛土又は切土をする土地の面積※2が 500㎡超 となるもの(①～④を除く)</p> <p>(盛土又は切土のみの場合も含む)</p>
一時的な土石の堆積	<p>⑥ 最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの</p>		<p>⑦ 最大時に堆積する面積※2が 500㎡超 となるもの</p>		

※1 地表面が水平面に対し30度を超える角度となる土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のもの

※2 工事前後の地盤面の標高の差が30cmを超える部分の面積

許可申請から工事完了までの流れ



適用除外となる盛土等

道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等については、盛土規制法は適用されません。また次の行為については、盛土規制法に基づく許可手続が不要です。

- ・ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積で、当該工事に使用する土石または当該工事で発生した土石を当該工事の現場またはその付近に堆積するもの
- ・ 農地と採草放牧地で行われる通常の営農行為など

適用除外となる盛土等に該当するか否かについては、開発指導課までご相談ください。

区域指定日をまたぐ工事の対応

(旧法: 宅地造成等規制法 新法: 盛土規制法)

旧法に基づく宅造規制区域	宅造許可又は開発許可※1の取得状況	区域指定時の工事着手状況	適用	必要手続
内	なし	済	—	届出※2
	区域指定時に宅造許可又は開発許可あり	未/済	旧法	—
	区域指定時に宅造許可申請中で許可前	未	新法	新法許可申請
	区域指定後に開発許可取得	未	新法※3	—
外	なし	済	—	届出※2
	区域指定時に開発許可あり	未	新法	新法許可申請
		済	—	届出※2
	区域指定後に開発許可取得	未	新法※3	—

※1 盛土規制法の許可対象となる規模の工事を含む開発行為

※2 区域指定日から21日以内に、当該工事についての届出が必要です。

※3 盛土規制法の許可を受けたものとみなされ、中間検査や定期報告、完了後の保全義務等の対象となります。

